

東京都高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物行政処分要綱

(制定) 令和3年12月3日付3環資産第544号

(改正) 令和5年1月20日付4環資産第610号

(目的)

第1条 この要綱は、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平成13年法律第65号。以下「法」という。）の規定により東京都（以下「都」という。）が行う高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物（以下「高濃度PCB廃棄物」という。）に係る事務における行政処分の基準及び手続を明確にすることで、行政処分の公正性の確保と透明性の向上を図るとともに、その適正な執行を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱で使用する用語は、法で使用する用語の例による。

(行政処分の種類)

第3条 行政処分は、保管事業者が法第10条第1項又は第3項の規定に違反した場合に、当該保管事業者に対し行うものとし、その種類は、次の各号のとおりとする。

一 改善命令

法第12条第1項の規定に基づき、保管事業者に対し、当該高濃度PCB廃棄物の処分その他必要な措置（以下「処分等措置」という。）を講ずべきことを命ずることをいう。

二 代執行

法第13条第1項の規定に基づき、都自らがその処分等措置の全部又は一部を講ずることをいう。

(報告徴収及び立入検査)

第4条 前条の規定に基づく行政処分を行うに当たっては、当該行政処分の対象となるか否かについて明確化するため、法第24条の規定に基づき、保管事業者等、所有事業者（高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品（以下「高濃度PCB使用製品」という。）を所有するものに限る。以下この条において同じ。）、高濃度PCB廃棄物であることの疑いのある物を保管する事業者又は高濃度PCB使用製品であることの疑いのある物を所有する事業者その他の関係者に対し、高濃度PCB廃棄物の保管又は処分、高濃度PCB使用製品の廃棄に関する報告を必要に応じて求めるとともに、法第25条の規定に基づき、保管事業者等、所有事業者、高濃度PCB廃棄物であることの疑いのある物を保管する事業者又は高濃度PCB使用製品であることの疑いのある物を所有する事業者その他の関係者の事務所、事業場その他の場所に立ち入り、高濃度PCB廃棄物の保管又は処分、高濃度PCB使用製品の廃棄に関する帳簿書類その他の物件を検査し、又は試験の用に供するのに必要な限度において高濃度PCB廃棄物（疑いのあるものを含む。）若しくは高濃度PCB使用製品（疑いのあるものを含む。）を無償で収去することができる。

(保管事業者への行政指導)

第5条 当該高濃度 PCB 廃棄物の処理を行わない等、第3条で規定する行政処分の対象になるおそれのある保管事業者に対し、法第11条に基づく指導又は助言を行うとともに、警告書等の文書により指導を行う。

(改善命令)

第6条 東京都知事（以下「知事」という。）は、前条で規定する行政指導では法の目的を達成することができず、保管事業者が法第10条第1項又は第3項の規定に違反した場合には、法第12条第1項に基づき、当該保管事業者に対し、期限を定めて当該高濃度 PCB廃棄物の処分その他必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

(弁明の機会の付与)

第7条 知事は、前条の規定による改善命令を行おうとするときは、行政手続法（平成5年法律第88号）第13条第1項第2号の規定に基づき、弁明の機会の付与に関する手続を執るものとする。

- 2 弁明は、弁明を記載した書面（以下「弁明書」という。）を提出して行う。
- 3 弁明の機会を付与する場合は、改善命令の名あて人となるべき者に対し、弁明書の提出期限の1週間前の日までに、次の各号に掲げる事項を記載した弁明の機会の付与通知書（別記第1号様式）を交付して通知する。
 - 一 予定される改善命令の内容及び根拠となる法令の条項
 - 二 改善命令の原因となる事実
 - 三 弁明書の提出先及び提出期限
- 4 前項の弁明の機会の付与通知書においては、次の各号に掲げる事項を教示する。
 - 一 弁明書と同時に証拠書類等を提出することができること。
 - 二 代理人を選任できること。
 - 三 提出期限までに弁明書が提出されないときは、改めて弁明の機会の付与を行わないこと。
- 5 知事は、改善命令の名あて人となるべき者の所在が判明しない場合は、第3項の規定による通知を、次の各号に掲げる事項を記載した書面を東京都庁及び多摩環境事務所の掲示場に掲示することで行う。この場合においては、掲示を始めた日から2週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。
 - 一 改善命令の名あて人となる者の名称又は氏名
 - 二 弁明書の提出先及び提出期限
 - 三 第3項の弁明の機会の付与通知書をいつでもその者に対して交付する旨

(改善命令の決定)

第8条 改善命令の決定に当たっては、弁明書の内容を十分に考慮した上で決定する。

(本人通知)

第9条 改善命令を行うことを決定したときは、当該改善命令の名あて人に対し、講ずべき高濃度PCB廃棄物の処分等措置の内容、命令日、履行期限、根拠条項、命令を行う理由、命令を履行した場合の証明方法及び措置を講じないときの今後の対応を明記した書面を交付する。

2 前項の規定による書面は、改善命令書（別記第2号様式）とする。

(代執行)

第10条 高濃度PCB廃棄物の確実かつ適正な処理上の支障が生ずるおそれがあり、かつ、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、知事は、自らその処分等措置の全部又は一部を講ずることができる。

一 第6条の規定により処分等措置を講ずべきことを命ぜられた保管事業者が、当該命令に係る期限までに当該命令に係る処分等措置を講じないとき、講じても十分でないとき、又は講ずる見込みがないとき。

二 第6条の規定により処分等措置を講ずべきことを命じようとする場合において、過失がなくて当該処分等措置を命ずべき者を確知することができないとき。

三 緊急に処分等措置を講ずる必要がある場合において、第6条の規定により当該処分等措置を講ずべきことを命ずるいとまがないとき。

(代執行通知)

第11条 前条第1項第1号及び第3号の規定に該当し、代執行を行うことを決定したときは、当事者に対し代執行の理由、実施時期、実施内容、根拠条項、費用の見積額及び代執行に要した費用について保管事業者から徴収する旨を明記した書面により事前に通知する。

2 前項の規定による書面は、前条第1号の規定により代執行を行う場合は代執行通知書（別記第3号様式）とし、同条第3号の規定により代執行を行う場合は代執行通知書（別記第4号様式）とする。

(費用の請求)

第12条 知事は、代執行の実施に当たり処分等措置の全部又は一部を講じたときは、当該処分等措置に要した費用について、当該保管事業者から徴収することができる。

2 前項に規定する代執行に要した費用を徴収しようとする場合においては、当該保管事業者に対し徴収しようとする費用の額の算定基礎を明示する。

3 第1項の規定による費用の徴収については、行政代執行法(昭和23年法律第43号)第5条及び第6条の規定を準用する。

(公告)

第13条 第10条第2号に基づき処分等措置を講じようとする場合にあっては、相当の期限を定めて、当該処分等措置を講ずべき旨及びその期限までに当該処分等措置を講じな

いときは、自ら当該処分等措置を講じ、当該処分等措置に要した費用を徴収することがある旨を、あらかじめ公告する。

(行政処分事実の公表)

第14条 行政処分を行った場合は、東京都廃棄物条例（平成4年東京都条例第140号）第20条の2に基づき当該行政処分の内容を公表する。

(刑事告発)

第15条 改善命令に違反する事案について、その態様が悪質である場合など、必要があると認められるときは、捜査機関と協議の上、違反した者を刑事告発するものとする。

附 則

この要綱は、令和3年12月3日から施行する。

第 号
年 月 日

（住所）
（氏名又は名称）

東京都知事

弁明の機会の付与通知書

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平成13年法律第65号。以下「法」という。）に基づき、下記のとおり貴方に対して不利益処分を行うことを予定しています。

ついては、行政手続法（平成5年法律第88号）第13条第1項第2号及びポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理に係る行政処分要綱第7条第1項の規定により、弁明の機会を設けますので通知します。

弁明に当たっては、弁明を記載した書面（以下「弁明書」という。）を提出してください。

記

1 弁明の件名

（氏名又は名称）に対する行政処分（改善命令）

2 予定される不利益処分の内容

（1）貴方が東京都 において残置している高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物である

（以下「本件廃棄物」という。）について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）の規定に基づき、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分業許可を有する者（以下「高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物処分業者」という。）に対し処分の委託を行うこと。

（2）（1）の高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物処分業者への委託に当たり、本件廃棄物の運搬を委託する場合には、必要に応じて本件廃棄物からのポリ塩化ビフェニルの漏えいを防止する措置を講じた上で、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の規定に従い、当該ポリ塩化ビフェニル廃棄物の運搬を業として行うことができる者に対して運搬の委託を行うこと。

（3）（1）の高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物処分業者への委託に当たり、本件廃棄物の処分の方法の検討のために詳細な性状の把握が必要となる場合には、処分の委託に先立って性状の分析を行うこと。

3 不利益処分の根拠となる法令の条項

法第 12 条第 1 項

4 不利益処分の原因となる事実

貴方が東京都 _____ に残置している本件廃棄物について、法に定める処分期間（平成 28 年 8 月 1 日から _____ 年 _____ 月 _____ 日まで）内に自ら処分し、又は高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物処分業者に処分の委託を行わなかった。これは、法第 10 条第 1 項の規定に基づく義務に違反していることから、法第 12 条第 1 項に該当し、改善命令の対象となる。

5 弁明書の提出先

（担当）

6 弁明書の提出期限

 年 月 日（ 曜日） 必着

7 その他

- （1）口頭による弁明の機会の付与は行いません。
- （2）弁明書と同時に証拠書類又は証拠物を併せて提出することができます。
- （3）代理人を選任することができます。この場合は代理人選任届を提出してください。
- （4）提出期限までに弁明書が提出されない場合は、弁明の機会を放棄したものとみなします。
- （5）その他、弁明の機会の手続については、行政手続法並びに聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則（平成 6 年東京都規則第 169 号）を参照してください。

以上

（住所）

（氏名又は名称）

改善命令書

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平成13年法律第65号。以下「法」という。）第12条第1項の規定により、下記のとおり処分等措置を講ずることを命ずる。

なお、この命令に違反した場合には、法第33条第1号の規定により罰せられることがある。

年 月 日

東京都知事

記

1 講ずべき処分等措置の内容

- （1）東京都 において保管されている高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物である（以下「本件廃棄物」という。）について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）の規定に基づき、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分業許可を有する者（以下「高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物処分業者」という。）に対し処分の委託を行うこと。
- （2）（1）の高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物処分業者への委託に当たり、本件廃棄物の運搬を委託する場合には、必要に応じて本件廃棄物からのポリ塩化ビフェニルの漏えいを防止する措置を講じた上で、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の規定に従い、当該ポリ塩化ビフェニル廃棄物の運搬を業として行うことができる者に対して運搬の委託を行うこと。
- （3）（1）の高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物処分業者への委託に当たり、本件廃棄物の処分の方法の検討のために詳細な性状の把握が必要となる場合には、処分の委託に先立って詳細な性状の分析を行うこと。

2 履行期限

年 月 日（曜日）

※ 処分等措置の履行の証明については、1（1）の処分委託契約を締結した後、上記期限までに当該委託契約の契約書の写しを東京都に提出することにより行うこと。当該委託契約の効力の発効に条件が付いている場合は、当該条件が成就していることを示す書面を併せて提出すること。

3 命令を行う理由

貴方は、本件廃棄物の処分期間（平成28年8月1日から 年 月 日まで）内に、本件廃棄物を自ら処分し、又は処分を他人に委託しなかった。

これは、法第10条第1項の規定に違反していることから、法第12条第1項に該当し、改善命令の対象となる。

4 措置を講じないとき

上記2の履行期限までに上記1の本命令に係る処分等措置を講じないとき、講じても十分でないとき、又は講ずる見込みがないときは、法第13条第1項第1号の規定により、当該処分等措置の全部又は一部を東京都知事が自ら講ずることがある。

この場合、同条第2項の規定により、当該処分等措置に要した費用を貴方から徴収することがある。

（教示）

- 1 この決定についての不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、環境大臣に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、東京都を被告として（訴訟において東京都を代表する者は東京都知事となります。）、「処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）」。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

以上

（担当）

代執行通知書

（住所）

（氏名又は名称）

貴方に対し、 年 月 日付 第 号により、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平成13年法律第65号。以下「法」という。）第12条第1項の規定により、東京都 において保管されている高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物である

（以下「本件廃棄物」という。）について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）の規定に基づき、 年 月 日（ 曜日）までに、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分業許可を有する者（以下「高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物処分業者」という。）に対し処分の委託を行うこと等を命じたが、本日に至るまで履行が確認されていない。

については、法第13条第1項第1号の規定に基づき、下記のとおり代執行を実施するためあらかじめ通知する。

なお、代執行の実施に要した費用は、法第13条第2項及び第3項の規定に基づき、追って貴方から徴収する。

年 月 日

東京都知事

記

1 実施時期

2 代執行の実施内容

- （1）貴方が保管している本件廃棄物につき、東京都の管理下に置く。
- （2）本件廃棄物について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の規定に基づき、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物処分業者に対し処分を委託
- （3）（2）の高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物処分業者への委託に当たり、必要に応じて本件廃棄物からのポリ塩化ビフェニルの漏えいを防止する措置を講じた上で、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の規定に従い、当該ポリ塩化ビフェニル廃棄物の運搬を業として行うことができる者に対し運搬を委託
- （4）（2）の高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物処分業者への委託に当たり、本件廃棄物の

処分の方法の検討のために詳細な性状の把握が必要となる場合には、処分の委託に先立って詳細な性状を分析

(5) 上記(1)から(4)までの実施に必要と考えられる一連の行為を実施

3 代執行の実施に要する費用の見積額

- ※ 処分委託及び収集運搬に係る経費等を含む。
- ※ 概算であり、精算の結果増減することがある。
- ※ 本件廃棄物の収去を妨げる行為があった場合は、増加することがある。

以上

(担当)

代 執 行 通 知 書

(住所)

(氏名又は名称)

貴方が東京都
度ポリ塩化ビフェニル廃棄物である

において保管されている高濃

(以下「本件廃棄物」という。)については、貴方に対し、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平成13年法律第65号。以下「法」という。）の規定に基づき、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分業許可を有する者（以下「高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物処分業者」という。）に対し処分の委託を行うこと等の措置（以下「処分等措置」という。）を講ずべきことを命ずることなく直ちに処分等措置を講じなければ、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の確実かつ適正な処理上の支障を生ずるおそれがある。

ついては、法第13条第1項第3号の規定に基づき、下記のとおり代執行を実施するためあらかじめ通知する。

なお、代執行の実施に要した費用は、法第13条第2項及び第3項の規定に基づき、追って貴方から徴収する。

年 月 日

東京都知事

記

1 実施時期

2 代執行の実施内容

- (1) 貴方が保管している本件廃棄物について、東京都の管理下に置く。
- (2) 本件廃棄物について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の規定に基づき、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物処分業者に対し処分を委託
- (3) (2)の高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物処分業者への委託に当たり、必要に応じて本件廃棄物からのポリ塩化ビフェニルの漏えいを防止する措置を講じた上で、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の規定に従い、当該ポリ塩化ビフェニル廃棄物の運搬を業として行うことができる者に対し運搬を委託
- (4) (2)の高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物処分業者への委託に当たり、本件廃棄物の

処分の方法の検討のために詳細な性状の把握が必要となる場合には、処分の委託に先立って詳細な性状を分析

(5) 上記(1)から(4)までの実施に必要と考えられる一連の行為を実施

3 代執行の実施に要する費用の見積額

- ※ 処分委託及び収集運搬に係る経費等を含む。
- ※ 概算であり、精算の結果増減することがある。
- ※ 本件廃棄物の収去を妨げる行為があった場合は、増加することがある。

以上

(担当)